１１　入所申請に必要な書類・要件

全員　提出が必要な書類	
□学童クラブ入所申請書	Ｗｅｂ申請してください。（表紙「申請方法」参照） **令和９年４月１日時点の状況でご申請ください。**
入所要件を証明する書類 （市ウェブサイトからダウンロードできるほか、市役所児童青少年課、平尾･若葉台出張所にて配布もしています。）	保護者全員分必要です。 ※祖父母分は、６５歳未満で児童と同居又は近隣（稲城市内かつ児童の自宅から徒歩距離 1,000m 以内）に居住の場合のみ必要です。

保護者が児童を監護できない要件と、それにともなう入所要件を証明する書類は以下のとおりです。

要件	内容	提出書類
就労	午後１時から午後６時までの間に４時間以上の就労／就学／居宅外看護・介護を常態とする日が週３日以上（居宅内の場合は週４日以上）あること。 ※就労・就学・居宅外看護・介護時間には、自宅までの移動時間（弟妹の保育園等を経由含む）を含めることができます。 ※夜勤またはシフト制により午後１時から午後６時以外に８時間以上の就労を常態とする場合も申込み可能です。 ※入所申請児童及びその兄弟姉妹（入所申請していること）が障害児童指数の対象となる場合は、正午から午後６時までの間に条件を満たしていれば申込み可能です。	□就労証明書 （自営業の方は自身で作成） □スケジュール表または勤務表 （自営業・夜勤・就労時間が不規則・複数の職場で勤務の方のみ） □営業許可証（開業届）の写し、確定申告書、直近３ヶ月の収入が分かる書類（通帳の写しなど）のいずれか一つ （自営業、親族経営の従業員、業務委託受注者、フリーランス、会社役員等の方のみ）
就学等	※**入所月中に育休から復職する場合**も申し込み可能です。その場合は、入所後、原則１か月以内に復職証明をご提出ください。	□就学証明書など 学校などから発行された公的な証明書 □時間割・カリキュラムなど
居宅外 看護・ 介護		□看護・介護状況届出書 □要介護認定証・障害者手帳・診断書など看護・介護されている方の状況の分かる書類、または看護・介護されている方が入院などをしている状況の分かる書類 □スケジュール表

⇒次のページに続く

居宅内 看護・ 介護	自宅において同居する家族に対し、主たる介護者として常時介護を行っている（知的障害・精神性疾病・認知症等の見守りを含む）。 ※介護に対する報酬を得ている場合は申込み不可	□看護・介護状況届出書 □看護・介護されている方の状況の分かる書類（要介護認定証・障害者手帳・診断書など） □スケジュール表
心身 障害者	身体障害者手帳、愛の手帳、精神保健福祉手帳のいずれかを所持している	□各種障害者手帳の写し
疾病・ 入院	次のいずれかに当てはまる場合 ・常時病臥など、重度の疾病 ・隔離が必要な疾患・感染症にり患している ・特定医療費（指定難病）受給者証を所持している ・医師から概ね１か月以上自宅療養を指示されている	下記のいずれか一つ □医師の診断書（様式第２号） □入院を証明する書類 □特定医療費（指定難病）受給者証の写し
出産	出産前２か月・出産後２か月以内で入所可能です。 その後育児休業を取得する場合は、出産の翌々月末で退所となります。	□母子手帳の写し 父母の氏名の記載されたページと出産（分娩）予定日の書かれたページ
災害	火災等により家屋が損傷、その他の災害復旧のため監護に当たれない。	□災害状況の分かる書類
求職	ひとり親家庭かつ求職活動のため日中午後の外出を常態とする。 ※本要件による入所期間は原則１か月となりますので、**入所月中に就職可能な場合のみ入所を継続できます。** 入所後１か月以内に就労証明書をご提出ください。	□求職活動等申告書 □スケジュール表

必要な方のみ　提出する書類	
障害等のある児童の申請	□各種障害者手帳の写し
祖父母が６５歳未満で児童と同居又は近隣（稲城市内かつ児童の自宅から徒歩距離 1,000m以内）に居住している	□祖父母の就労証明書・各種障害者手帳、介護保険被保険者証の写し・医師の診断書等
入所を希望する月まで・月中に稲城市内に転入予定	□不動産売買契約書または賃貸契約書の写し